解　説

北海道における地域リハビリテーション支援体制推進事業について

常任理事・地域福祉部長　原　田　一　道
（北海道リハビリテーション協議会　会長）

北海道ではリハビリテーション支援体制の確立のため、関係各団体からの推薦者で構成する､「北海道地域リハビリテーション協議会」を設置し、事業の推進について協議を進めている。今回は、北海道医師会常任理事として、また、本協議会の会長として参画している立場の者として、現状と今後についてご報告申し上げ、本事業の推進のため道内各郡市医師会、ならびに各会員のご理解を賜りたいと考えている。

1. 地域リハビリテーションとは

地域リハビリテーションとは、障がい者や高齢者およびその家族が住み慣れたところで、いきいきとした生活がおくられるよう、医療や保健、福祉および生活に関わる人々や機関・組織が、リハビリテーションの立場から協力しあって行われる活動をいう（日本リハビリテーション病院・施設協会定義)。

具体的には、生活を支えるために地域で提供される医療、保健、福祉サービスと、そのサービスが有効に提供されるための連携づくり、一般住民への働きかけなどがある。

このうち、北海道が行っている「地域リハビリテーション支援体制推進事業」では、急性期・回復期のリハビリを終えて、自宅や介護・福祉施設等で維持期のリハビリが必要な人を対象として、その支援のための事業を行うことを主な目的としている。

地域リハビリテーンションは、高齢化の進展などにより、今後その必要性はますます高まることが推察されている。

2. これまでの経過

平成12年4月に、当時の厚生省老人保健局が、

① 都道府県リハビリテーション協議会の設置
② 都道府県リハビリテーション支援センターの設置
③ 地域リハビリテーション広域支援センターの指定
④ 地域リハビリ調整者養成研修の実施

を柱とした「地域リハビリテーション推進事業」を開始した。

北海道ではこれを受け、平成12年9月に「北海道地域リハビリテーション協議会」を設置

して、地域リハビリテーション広域支援センターのあり方の協議が始まり、次のような形で事業を推進することになった。

⑴　指定単位は、第二次保健医療福祉圏の21圏域とすること。

⑵　指定対象は、関係団体、地域内のリハビリテーション専門医療機関の参画を得た組織体の設立を促し、当該組織体とすること(一医療機関が担うことは過重な負担となるため)。

⑶　指定基準は、以下の3つとすること。

①　人材派遣の実施体制が整っている

②　リハビリテーション専門医療機関に事務局が置かれている

③　地域の意見を適切に反映させる体制を有している

⑷　事業内容は、以下の4つとすること。

①　市町村や在宅介護支援センターなど住民相談機関からの相談に対する支援

②　リハビリテーション実施機関の従事者に対する技術指導

③　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などのリハビリテーション従事者に対する研修

④　関係団体、患者の会、家族の会等との意見交換会・地区懇談会などの実施

また、広域支援センターに対する補助金は、設立から5年間の立ち上げ支援のためとした。

広域支援センターの指定は、平成14年度の南渡島・上川中部・北網・十勝を皮切りに、平成15年度は南空知・西胆振・東胆振・釧路、平成16年度は北渡島檜山・後志・上川北部・富良野・宗谷、平成17年度は中空知・北空知・目高、平成18年度(予定)は石狩・根室の18圏域となっており、道としては、平成20年度までに全ての圏域に整備する予定としている。

3. 北海道リハビリテーション支援体制について

「高齢者地域リハビリテーション支援体制推進事業」は、北海道が実施主体として(保健福祉部保健医療局健康推進課所管)行っているが、その支援体制は表1のとおり、3つの機関で構成している。

4. 今後の事業展開について

国庫補助事業は平成17年度で廃止となったため、平成18年度からは道の施策として実施していくことになる。

道内の広域支援センターについては、準備の整ったところから順次設立してきているところであり、残る南檜山、留萌、遠紋圏域でも平成20年度までには設立する予定となっており、さらに調整を進めているところである。

一方、平成14年度に指定した広域支援センターについては、立ち上げ後5年が経過することになり、平成19年度より道からの財政的な支援が得られなくなる。

しかし、これまでの5年間で、医師会や他の関係団体、さらには事務局病院、協力病院の努力により、一定程度の関係者間のネットワークや関係職員の資質の向上が図られてきているものと考えており、今後はそれらを基盤として、各地域の実情に合わせた広域支援センターの活動を継続していただきたいと考えている。

北海道リハビリテーション協議会としては、今後、道立保健所が事務局の運営に参画することなどにより、事業の一層の推進が図られることを期待するところである。

この事業は、昨年の介護保険法の改正で、介護予防が重要視されてきていることや、診療報酬の改定で、医療機関におけるリハビリテーションの日数制限が設けられ、在宅や福祉・介護施設への患者の移行が進む事などが予想されており、ますます重要になるものと考えられる。

終わりに、各郡市医師会ならびに会員の皆様には、今後とも地域リハビリテーションの推進にご理解を賜り、地域のネットワークづくりにご協力を賜わるようお願い申し上げ現状報告とする。
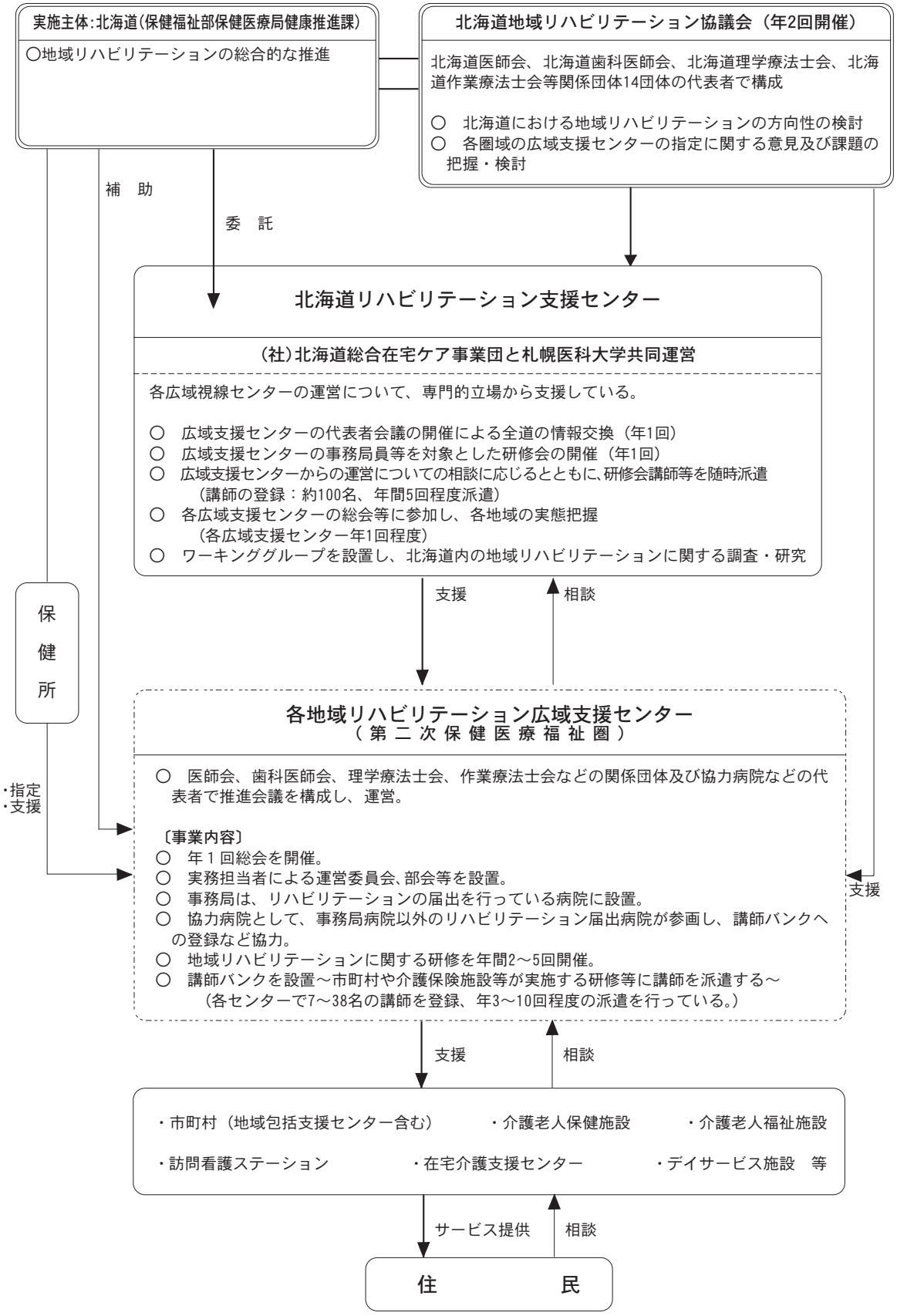
北海道リハビリテーション支援体制について